



令和元年 8 月 1 日 (木)
(2019年)
No. 14983 1部370円(税込み)

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

発行所
一般財団法人 経済産業調査会
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)
郵便番号 104-0061
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3567-4671
近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971
経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

目次

☆中国2018年知財に関する重要判例②
短編動画の「著作権法」における権利性質の判断について (1)

☆特許事務所紹介(暑中見舞い)…………… (9)
☆「春宵一刻」古代ローマのガラス職人………… (12)

中国2018年知財に関する重要判例②

短編動画の「著作権法」における権利性質の判断について

—北京微播視界科技有限公司と百度在線網絡技術(北京)有限公司、
百度網訊科技有限公司の著作物情報ネットワーク伝播権侵害紛争事件—

林達劉グループ¹
北京魏啓学法律事務所
著者: 魏 啓学、袁倫鋼

目次

はじめに

I 事件の概要

1. 基本情報
2. 事件の経緯

II 本件の争点に関する判示

1. 一審法院による判示

III 短編動画の権利性質に関する研究

1. 動画の権利性質の判断について



SINCE 1891

特許業務法人 浅村特許事務所

〒140-0002 東京都品川区東品川2丁目2番24号 天王洲セントラルタワー
電話: 03-5715-8651(代) FAX: 03-5460-6310・6320 asamura@asamura.jp www.asamura.jp

所長 弁護士 浅村 昌弘	会長 弁護士 金池 大白	建弘貴則司之登子三	相談役 弁護士 浅井 望	浅村 皓一	山田 明彦
弁護士 浅水 龍彦	井田 幸一	井田 裕博	井田 望	村上 良孝	山下 平
弁護士 浅水 龍彦	井田 幸一	井田 裕博	井田 望	村上 良孝	山下 平
弁護士 浅水 龍彦	井田 幸一	井田 裕博	井田 望	村上 良孝	山下 平
弁護士 浅水 龍彦	井田 幸一	井田 裕博	井田 望	村上 良孝	山下 平
弁護士 浅水 龍彦	井田 幸一	井田 裕博	井田 望	村上 良孝	山下 平
弁護士 浅水 龍彦	井田 幸一	井田 裕博	井田 望	村上 良孝	山下 平
弁護士 浅水 龍彦	井田 幸一	井田 裕博	井田 望	村上 良孝	山下 平
弁護士 浅水 龍彦	井田 幸一	井田 裕博	井田 望	村上 良孝	山下 平
弁護士 浅水 龍彦	井田 幸一	井田 裕博	井田 望	村上 良孝	山下 平

浅村法律事務所

電話: 03-5715-8640(代) FAX: 03-3540-1997 E-mail: law@asamura.jp

所長 弁護士 浅村 昌弘 弁護士 後藤 晴男 弁護士 松川 直樹 弁護士 和田 研史

2. 司法実務における短編動画の権利性質の判断について おわりに

はじめに

本件は、「2018年中国法院の10大知的財産権事件」に選ばれたものである。本件では、短編動画が著作権法上の著作物に該当するか、及びインターネットサービスプロバイダの責任をどのように認定すべきかは議論されていた。短編動画は近年、インターネットコンテンツ配信の新しい形態として、創作のハードルが低く、撮影時間が短く、テーマが明確であり、社会的でインタラクティブであり、広がりやすい等の特徴を有し、凝縮された動画により私生活の断片を記録・共有したり、他人の私生活の断片を見たりすることことができるため、一般の人々に人気が高くて高い。短編動画の時間は通常数十秒から数分間程度である。また、時間があまり短く、表せる内容が限られており、且つ創作のハードルが低いなどの理由で著作権上の著作物に該当するかについて、学界及び実務界で多くの議論を巻き起こした短編動画もある。北京インターネット法院が設立してから取り扱った1件目の案件として、本件は主要メディアからも注目を集めている。本文では、短編動画が著作物と認められる要件及びそれに対する法官の判断基準を紹介し、理論及び実務を参酌しながら短編動画の我が国の『著作権法』における性質判断を分析する。

I 事件概要

1. 基本情報

原告：北京微播视界科技有限公司（以下、「微播视界」という。）。

被告：百度在线网络技术（北京）有限公司（以下、「百度在线」という。）。

被告：百度网讯科技有限公司（以下、「百度网讯」という。）。

判決情報

北京インターネット法院民事判決書（2018）京0491民初1号

2. 事件の経緯

原告は抖音（Tik Tok）短編動画ウェブサイト及び携帯アプリの運営者である。2018年5月12日に抖音（Tik Tok）プラットフォームに配信された対象短編動画は、抖音（Tik Tok）ユーザーである「黒臉V」が独自で創作してアップロードしたものである。当該短編動画は長さが13秒であり、デザイン、アレンジ、編集、パフォーマンス等の手法を活かして作り出した著作物であり、汶川大地震10周年を記念するためのものである。「黒臉V」の授権を得て、原告は対象短編動画の全世界範囲での独占排他的な情報ネットワーク伝播権及び原告の名義で権益を保護する権利を享有する。

被告の2社は伙拍短編動画アプリの共同運営者である。被告の2社は原告の許諾を得ずに、対象短編動画を伙拍短編動画携帯アプリに配信し、且つダウンロードや共有サービスを提供し、原告が享有している対象短編動画の情報ネットワーク伝播権を侵害した。また、対象短編動画の配信画面上には抖音（Tik Tok）及びユーザーID番号の透かしが表示されず、原告の関連技術対策を破る故意があり、この行為も原告の情報ネットワーク伝播権を侵害した行為である。

原告は法院に、①被告の2社に原告の著作権への侵害行為を直ちに停止し、対象短編動画のオンライン配信及びダウンロードサービスを停止することを命じ、②被告の2社に本判決が確定した日から3日間以内に、百度ウェブサイトのホームページ（www.baidu.com）及び伙拍短編動画のユーザー端末のホームページで24時間連続で声明を掲載し、悪影響を除去することを命じ、③被告の2社に原告へ100万元の損害賠償金及び5万元の合理的支出費用を支払うことを命じる判決を求めた。

訴訟中、原告は、対象短編動画が削除されたことを認め、「被告の2社に原告の著作権への侵害行為を直ちに停止し、対象短編動画のオンライン配信及びダウンロードサービスを停止することを命じる」という請求を放棄した。

北京市インターネット法院は、原告が対象短編動画の独占的な情報ネットワーク伝播権及び権益を保護する権利を享有するため、原告適格が認められ、被告が伙拍短編動画携帯アプリの運営者であり、被告適格が認められ、対象短編動画が独創性を有するため、映画類似作品に該当し、被疑侵害動画が伙拍短編動画携帯アプリのユーザー（ID